

平成 26 年 11 月 13 日

各地区計量協会(連合会)殿

〒162-0837 東京都新宿区納戸町 25-1

一般社団法人日本計量振興協会

総務部

TEL 03-3268-4920

拝啓

晩秋の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業運営にご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、「家庭用特定計量器の製造、輸入及び販売事業者の皆様に対する注意喚起のお願い」が経済産業省 産業技術環境局 計量行政室より届きました。

つきましては、関連団体、企業、販売事業者等の皆様に周知の程お願い致したく、別添の通り資料を送付させていただきます。

宜しくお取り計らい下さいます様お願い申し上げます。

尚、当会ホームページ、トピックスにも掲載されておりますので併せてご案内申し上げます。

(一社)日本計量振興協会ホームページ

<http://www.nikkeishin.or.jp/>

敬具

一般社団法人日本計量振興協会 殿

平成26年11月10日
経 済 産 業 省
産 業 技 術 環 境 局
計 量 行 政 室

家庭用特定計量器の製造、輸入及び販売事業者の皆様に対する注意
喚起のお願い

平素は、計量行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、家庭用特定計量器の製造、輸入及び販売事業者の皆様への注意喚起資料を別紙のとおり作成しましたので、関係会員企業等の皆様に広く配布、周知頂きますようお願いいたします。

体重計、調理用はかり等の家庭用特定計量器を 輸入・販売している事業者の皆様へ

計量法上、事業者の皆様には次の義務があります。

(輸入事業者の皆様)

○体重計、調理用はかり等の家庭用特定計量器(注 1)を輸入するときは、技術基準(注 2)に適合するようにならなければならない、販売するときまでに技術基準に適合していることを示す表示(いわゆる丸正マーク(注 3))を付けなければならない。

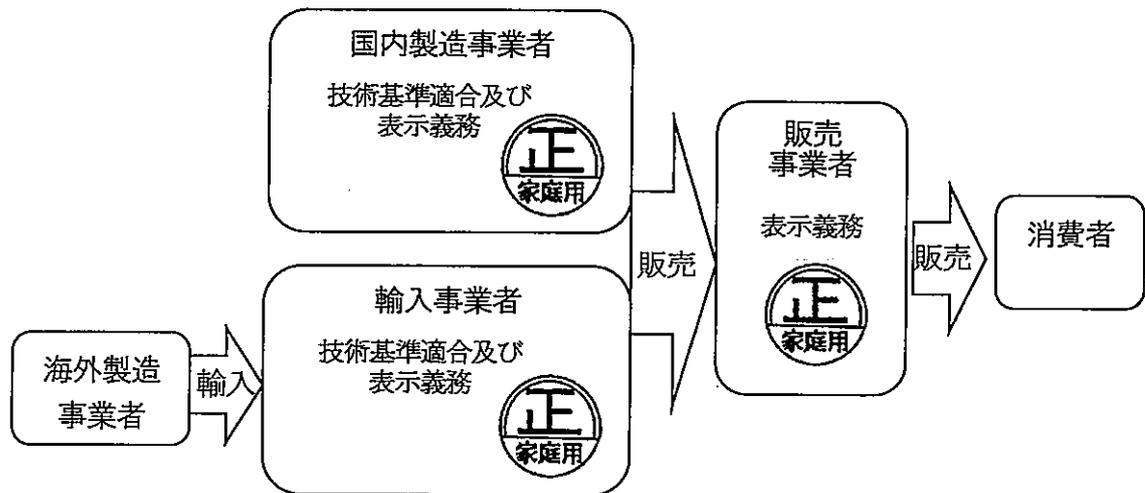
また、前年度の輸入数量を翌年度の4月30日までに事業場の所在地を管轄する都道府県知事宛に報告しなければならない。

(販売事業者の皆様)

○丸正マークが表示された家庭用特定計量器でなければ販売又は販売の目的で陳列することはできません。

(製造事業者の皆様)

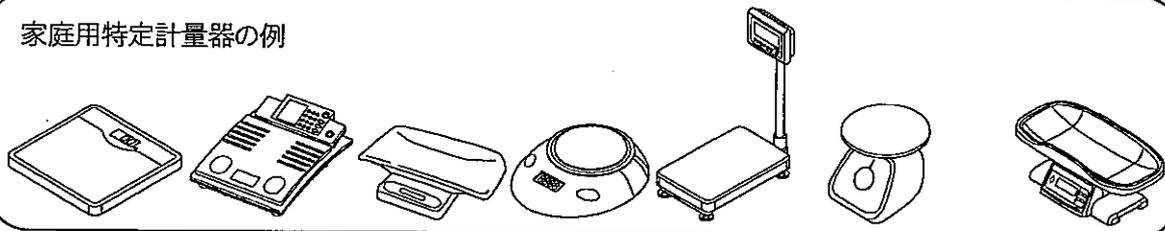
○家庭用特定計量器を製造するときは、技術基準に適合するようにならなければならない、販売するときまでに丸正マークを付けなければならない。



注1)家庭用特定計量器とは、次の非自動はかり(連続的に自動計量するのではなく、静止状態で計量するはかり。)のことをいいます。

- ①体重計…ひょう量が20kgを超え200kg以下であって、専ら体重の計量に使用するもの。
- ②調理用はかり…ひょう量が3kg以下であって、専ら調理に際して食品の計量に使用するもの。
- ③乳幼児用体重計…ひょう量が20kg以下であって、専ら乳幼児の体重の計量に使用するもの。

家庭用特定計量器の例



注2)技術基準とは、「JIS B7613(2008)家庭用はかり—一般体重計、乳幼児用体重計及び調理用はかり」のことであり、次の日本工業標準調査会(JISC)のホームページで検索・閲覧が可能です。

<http://www.jisc.go.jp/app/JPS/JPS00020.html> (“JIS B7613”で検索)

注3)丸正マークは右の表示のことであり、直径8mm以上かつ製品の見えやすい箇所に表示することが必要です。



【試買調査結果からの注意事項】

経済産業省が平成25年度に実施した試買調査(市場から無作為に購入し、技術基準への適合性を確認)において、不適合の疑いのある家庭用特定計量器が確認されました。

不適合の疑いのある事業者に対しては、是正のための改善指導等を行っており、主な是正・改善報告事項は次のとおりです。

①性能事項

- 製造事業者から輸入事業者に対して受渡しを行う際の検査の器差の許容差は、はかりを使用する際の器差の許容差の1/2の基準で管理すべきところ、技術基準の理解不足又は誤解からはかりを使用する際の器差の許容差で管理していた。
- 輸入事業者が製造事業者から受け入れたはかりに関し、技術上の基準への適合の確認及びその記録の保存が十分でなかった。
- 輸入を開始する前には技術上の基準の適合状況を確認していたが、実際に輸入を開始した後の適合性の確認が十分ではなかった。
- 海外から日本への輸送、あるいは日本国内で運送する際、精密機器としての取り扱いが十分ではなかった。あるいは運送業者への注意喚起が十分ではなかった。

②製品、個装箱及び取扱説明書への表示事項

- 一技術基準への理解、認識が不足していた。
- 一輸入事業者から製造事業者に対しては正しく発注していたが、輸入事業者が受け入れる際の検査又は検品が不十分であった。
- 一実際の輸入事業者ではなく、販売事業者名を表示していた。あるいは、表示すべき事業者名を表示していなかった。
- 一ひょう量、目量等表示すべき事項を表示していなかった。
- 一非法定計量単位であるOZ(オンス)の表示がされていた。

注)lb(ポンド)も非法定計量単位のため表示することはできません。

輸入事業者又は製造事業者が技術上の基準への適合義務に違反していると認められるときは、改善命令処分の対象となります。また、販売事業者が丸正マークの表示を付していないときは、罰則の対象となります。

事業者の皆様におかれましては、計量法の遵守に努めて下さい。

試買調査の結果は、次の経済産業省のホームページで閲覧が可能です。
http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/keiryogyous_ei.html

【お問い合わせ先】

経済産業省 産業技術環境局 計量行政室

TEL 03-3501-1688、FAX 03-3501-7851

E-mail: metrology-policy@meti.go.jp